

福岡県医師会第107号（総）

平成18年4月14日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する
法律等の施行について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部を通じ、厚生労働省より別紙のとおり通知がまいりましたのでお送り致します。

現在、高齢者への虐待が深刻な問題となっており、平成18年4月1日より高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が施行されております。そのことに関して法律及び同施行規則の趣旨及び内容の通知が出されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

「公印省略」

18 高 第 39 号

平成18年4月11日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部長
(高齢者福祉課)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律等の施行について

このことについて、平成18年4月1日より施行された高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律及び同施行規則の趣旨及び内容について、別添写しのとおり厚生労働省老健局長から通知がありましたので、お知らせします。

ついては、貴会会員に対する周知方よろしくお願いします。

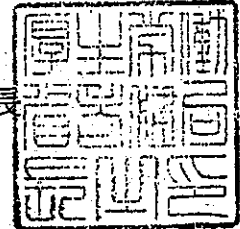




老発第 0331021 号
平成18年3月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長



高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律等の施行について

現在我が国においては、高齢者への虐待は深刻な問題となっており、背景・原因の複雑さ、深刻な事態が生じている事実、対応の難しさ及び対応体制の立ち遅れなどから、高齢者の尊厳を保持するために早急な対応が必要な状況となってきた。このため、昨年（平成17年）の第163回国会において、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「法」という。）が全会一致により成立し、公布されたところである。

法及び高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成18年厚生労働省令第94号。以下「施行規則」という。）は、本年4月1日より施行されることであるが、その趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知を図られたい。

記

第一 総則

1 目的（法第1条）

法は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることによ

り、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とするものである。

2 定義（法第2条）

法において用いる「高齢者」（第1項）、「養護者」（第2項）、「高齢者虐待」（第3項）、「養護者による高齢者虐待」（第4項）及び「養介護施設従事者等による高齢者虐待」（第5項）の定義を行うこと。

3 国及び地方公共団体の責務等（法第3条）

国及び地方公共団体における関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備（第1項）、関係機関の職員の研修等の必要な措置（第2項）、必要な広報その他の啓発活動（第3項）に関する責務等を定めること。

4 国民の責務（法第4条）

高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に対する理解及び協力についての国民の責務を定めること。

5 高齢者虐待の早期発見等（法第5条）

高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び高齢者の福祉に職務上関係のある者における高齢者虐待の早期発見等に関する責務を定めること。

第二 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

1 相談、指導及び助言（法第6条）

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

2 養護者による高齢者虐待に係る通報（法第7条・第8条）

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者についての市町村に対する通報義務を定めること（法第7条）。また、通報等を受けた職員は、通報等をした者の氏名、年齢、住所等その者を特定させるものを漏らしてはならないこと（法第8条）。

3 通報等を受けた場合の措置（法第9条）

市町村は、通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする（第1項）。

市町村又は市町村長は、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法による措置を講じ、又は、同法による成年後見利用開始の審判請求をするものとする（第2項）。

4 居室の確保（法第10条）

市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

5 立入調査（法第11条）

市町村長は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

6 警察署長に対する援助要請等（法第12条）

市町村長は、5による立入調査等をさせようとする場合に、必要があると認めるときは、管轄警察署長に対し援助を求めることができること等とする。

7 面会の制限（法第13条）

特別養護老人ホーム等への入所措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

8 養護者の支援（法第14条）

市町村は、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとし、その措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

9 専門的に従事する職員の確保（法第15条）

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

10 連携協力体制（法第16条）

市町村は、老人介護支援センター、地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。具体的には、地域の実情に応じて地域住民、介護保険サービス事業者等、行政機関、法律関係者等からなる「高齢者虐待防止ネットワーク」を地域包括支援センターが構築し、連携を図ること。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

1 1 事務の委託（法第17条）

市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、1による相談、指導及び助言、2による通報又は3の届出の受理、3による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに8による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができること（第1項）。

委託を受けた高齢者虐待対応協力者等は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと（第2項）。

1 2 周知（法第18条）

市町村は、高齢者虐待及び養護者支援の窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならないこと。

第三 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置（法第20条）

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、入所者等及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等（法第21条～第23条）

養介護施設従事者等及び養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者についての市町村に対する通報義務（法第21条第1項～第3項）、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者からの市町村への届出（法第21条第4項）について定めること。

市町村は通報等の受理に関する事務についての窓口となる部局を周知させなければならないこと。（法第21条第5項）

養介護施設従事者等は、通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと。（法第21条第7項）

市町村は、通報等を受けたときは、その事実確認を行い、高齢者虐待の事実が確認されたとき、又は都道府県と共同して更なる事実確認を行う必要があるときは、虐待が行われた施設の名称等、虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の状況、虐待の内容等を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならないこと。（法第22条第1項及び施行規則第1条関係）

指定都市及び中核市についても同様に都道府県知事に報告を行うこと。（施行規則第2条関係）

通報等を受けた職員は、通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならないこと

と（法第23条）。（法第23条）

3 通報等を受けた場合の措置（法第24条）

市町村が通報等を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

4 公表（法第25条）

都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四 雑則

国による調査研究（法第26条）、財産上の不当取引による被害の防止（法第27条）、成年後見制度の利用促進（法第28条）について定めること。

第五 罰則

所要の罰則を整備すること。（法第29条及び第30条関係）

第六 その他

1 施行期日

法は、平成18年4月1日から施行すること。（法附則第1項関係）

2 検討

- (1) 高齢者以外の者であつて精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。（法附則第2項関係）
- (2) 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。（法附則第3項関係）

第七 留意事項

- 1 法第25条の規定により、都道府県知事が毎年度公表することとしている厚生労働省令で定める事項については、現在精査中であり、本年4月中を目途として定める予定である。
- 2 法及び施行規則に基づく市町村における高齢者虐待の防止等に関する事務のあり方については、別途送付する『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者

支援について』(平成18年3月厚生労働省老健局)を参照されたい。